

1. 第1次対応（不審者発見の対応）



<発見者>

- 大きな声を出し、近くの職員に応援を依頼する。とともに、校長。副校長への連絡を依頼する。
- 児童の安全を確保（避難・誘導・応急処置）する。
- 不審者へ対応（現場近くの複数人で対応）する。

負傷者



応急手当

養護教諭
※医療機関へ
連絡付添い

<近くの職員>

- 校長・副校長・負傷者がいる場合は養護教諭へ連絡する。
- 児童の安全を確保（非難。誘導・応急処置）する。
- 非常放送を流す。（「〇〇に宅急便が着きました。作業をお願いします。」）



<職員室・事務室・主事室>

- 侵入場所へ駆けつける。（複数の職員）
- 非常通報装置（学校110番）を押す。（校長室・主事室）
- 非常放送を流す。（「〇〇に宅急便が着きました。児童を誘導してください。」）
- 現場の情報収集を行う。
 - ※養護教諭への連絡
 - ※医療機関への連絡
 - ※警察への連絡
 - ※教育委員会への連絡



校長・副校長
在職員室教員
事務職員・主事

連絡 ↑ ↓ 指示

教育委員会

- ・対応指示
- ・応援

避難場所

- 体育館
- 音楽室
- 校庭
- その他

※校長が指示する場所

各教室の対応（児童の安全確保）

- 非常放送に従い避難する。教室バリケードまたは校内避難
- 場合によっては校外へ2次避難をする。
- 児童の避難・誘導（学級担任・教科担任・介助員）

非常放送による指示

※警察への通報

通常は、小松川警察署に電話連絡を行う。状況により、非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

2. 第2次対応（事件直後の対応）

《緊急対策会議》

運営委員会メンバー；校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任・
養護教諭

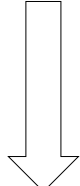
- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示

- 負傷者への確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理 ・保護者への引き渡し 下校
- 警察との連絡
- 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡
- マスコミへの対応



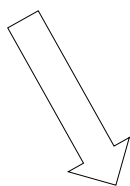
《救急措置》

- 応急処理
(発見者・養護教諭等)
- 医療機関への搬送、連絡調整
(養護教諭)
- 負傷者の人数・氏名・程度の把握
(養護教諭)
- 負傷した児童の保護者への連絡・対応
(副校長・学級担任)



《児童管理》

- 児童の安全管理
(全職員)
- 避難・誘導
(全職員)
- 下校・集団下校・引き渡しの指揮
(生活指導主任)
- PTAとの連絡
(副校長)
- 保護者への連絡（連絡メール）
(副校長)



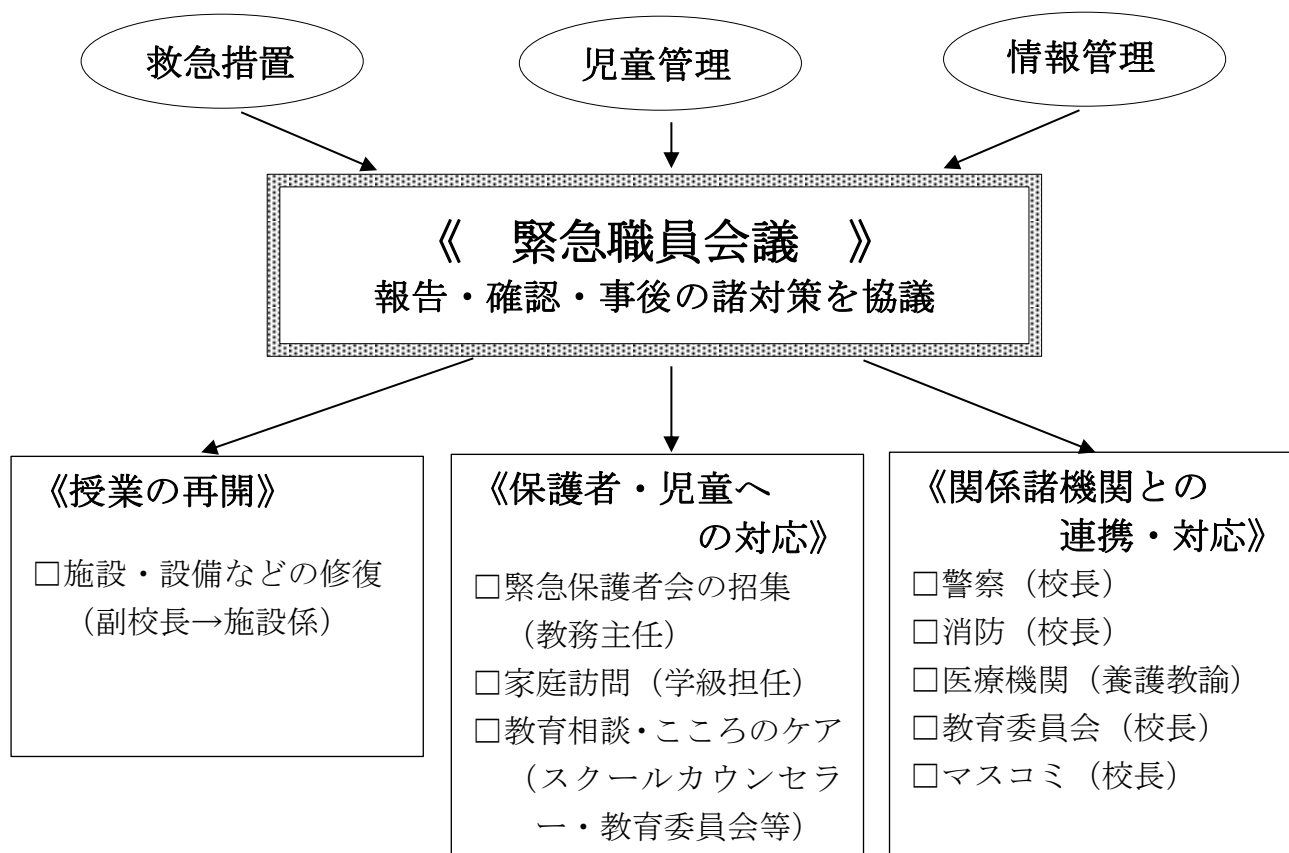
《情報管理》

- 情報収集・状況の把握・伝達・記録
(教務主任・学年主任)
- 警察・教育委員会・マスコミへの対応
(校長)
- 保護者・地域への対応
(副校長)

※ 上記に役割について、校長不在の場合の代役は、必ず指定しておく。（例：副校長）

※ また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておく。

3. 第3次対応（事件後の対応・措置）



4. 児童の避難誘導+

1 教職員の誘導體制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	生徒の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導にあたる。
休み時間	原則として、学級担任（教職員全員）は、非常放送により、事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

5. 教職員の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応する。
 児童の安全確保と、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担 当	主 な 役 割
総指揮	校長	対応方針の決定、校内の総括・指揮 教育委員会への報告、警察・マスコミへの対応等
通報連絡	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応 校外からの連絡窓口の一本化、事務多岐な対外折衝等
	教務主幹	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主幹	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引き渡しの指揮 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	児童の安全確保・避難誘導・保護者への連絡 学級の児童の不安や動揺の解消
	学年主任	担任への助言・担任不在の学級への援助体制の指示
防 御	専科教諭・主事	不審者への対応、施設設備の確認と修復 担任不在の学級への援助、児童の安全確保
救 護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

6. その他の対応 <緊急時の連絡体制>

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校について決定し、保護者に緊急メールで連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠意を持って対応する。

6. 緊急通報マニュアル

1. 警察を要請する場合（不審者等）

- ◎ 「110」または「3674-0110（小松川警察署）」にダイヤルする。



こちらは警視庁（小松川警察署）です。何がありましたか。

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立南篠崎小学校です。」

「住所は、江戸額区南篠崎町4-27-5です。」

「電話番号は、03-3679-0441です。」

「状況は、

不審者の状況は、

刃物等は、

※人相・服装・他の持ち物など

けが人は

名。」

2. 救急車を要請する場合

- ◎ 「119」にダイヤルする。



「こちらは東京消防庁です。火事ですか、救急ですか」

「救急です。救急車をお願いします。」

「江戸川区立南篠崎小学校です。」

「住所は、江戸額区南篠崎町4-27-5です。」

「電話番号は、03-3679-0441です。」

「けが人は、〇年生、男子（女子）〇〇名」。

けが人の状態は、

です。」

※正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。